

全建事発第 026 号
令和 4 年 5 月 16 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥 村 太 加 典
〔公 印 省 略〕

石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が
定める者の一部を改正する件の施行について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

船舶に係る石綿の事前調査を行う者の要件を定めるため、令和 4 年 4 月 25 日に「石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件」（令和 4 年厚生労働省告示第 171 号）を公布したことに伴い、今般、「石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（令和 2 年厚生労働省告示第 276 号）について、所要の改正をした旨、厚生労働省より、通知がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

- ・ 01_厚生労働省通知文（基発 0509 第 5 号）
- ・ 02_【別添】基発 0509 第 4 号_石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件の施行について
- ・ 03_（ご参考）【20220509 改正反映版】基発 0804 第 3 号_石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について
- ・ 04_官報
- ・ 05_厚生労働省告示第 171 号

（担当）事業部 八重樫

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp